

## (6)各事業において固有の論点

### ①事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

→児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育事業については、従業員枠の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」を受け入れることが必要となる。その際、どの程度の地域枠を設定することを求めていくか。

※現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。(待機児童解消加速化プランに盛り込まれている。)なお、平成24年10月31日前に助成金の認定申請を行った施設は、「自社で雇用する労働者又は自社で雇用する労働者以外の雇用保険被保険者が定員の半数以上、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象。

※病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員(人事異動等により他施設の勤務となった職員を含む)の子どもに限定している。

※介護施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。

※地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(=地域型保育給付)の対象にはならないが、引き続き、施設として継続することは可能であり、雇用保険からの助成対象にはなり得る。

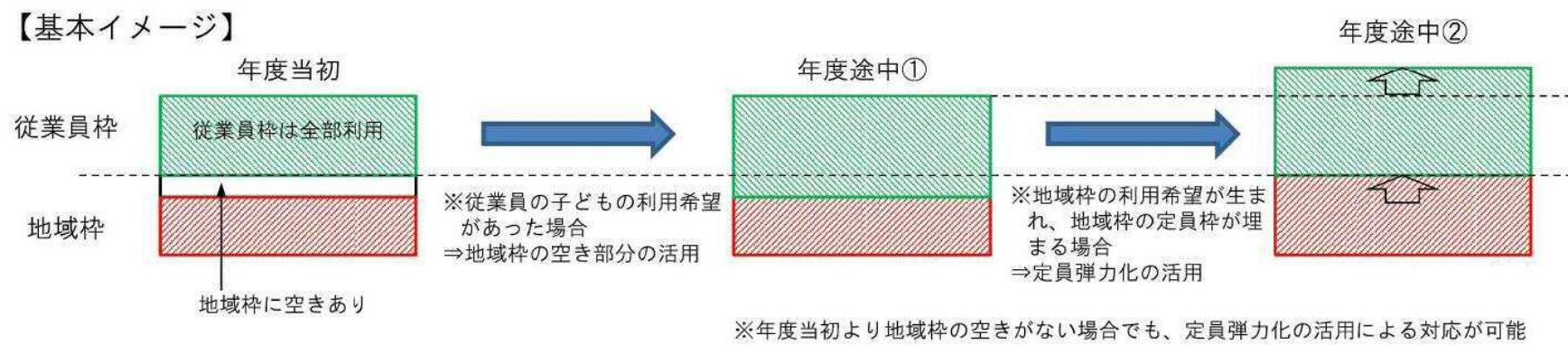
#### 【検討の視点】

- 地域住民の子どもの受入枠(地域枠)を利用定員比でどの程度設定することが適当か、検討するに当たっては、
  - ・現行の雇用保険事業による助成金対象施設からの円滑な移行
  - ・市町村による認可事業であり、市町村による利用調整の対象になるのは地域枠部分であること
  - ・事業所内保育事業が事業所による人材確保、福利厚生の位置付けを有していること(従業員枠については、利用調整の対象外で、応諾義務も課されない)
  - ・通勤等の問題から、事業所内保育施設は、恒常的な利用児童の確保が比較的困難な傾向にあることといった要素についても、勘案する。
- 例2、3のように、一定比率の地域枠を設けることとすると、事業所内保育事業全体の定員を増やす場合に、自動的に地域枠の定員数を増やす必要がある点が設置・運営主体にとって負担となり得ることを考慮し、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定することも考えられるのではないか。
- また、全国的な基準を設けることしながら、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みとすることが考えられるのではないか。

## 【対応方針】

- 事業所内保育事業の地域枠に関しては、国として示す全国的な基準としては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設けることができる仕組みである、例4とする。
- また、年度の途中に従業員の子どもの利用ができない、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受入が可能となるよう、配慮を行うこととする。

## 【基本イメージ】



例1：地域枠を1名以上とする。

[考え方]

➢ 地域枠を最低限のものとすることで、多くの事業所内保育施設が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

➢ 地域の受け皿としての機能、地域枠が下限の1名と設定された場合の地域住民の利用のしやすさ等を勘案すると、利用調整、需給調整、応諾義務の対象外となる従業員枠が大半を占める事業について、他の施設や事業と同様に給付の対象とすることをどう考えるか。

例2：地域枠を利用定員の1／3以上とする。

[考え方]

➢ 現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設の多くが新制度に移行することが可能ではないか。

➢ 認可基準については、3名単位としていることが多く(0歳児3:1 1・2歳児6:1)、利用定員・地域枠の設定が比較的しやすいのではないか。

[留意点]

➢ 地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行について、どう考えるか。

➢ 利用定員が5名以下の小規模事業について、どう考えるか。(地域枠について、最低2名以上等を求めるか)

例3：地域枠を利用定員の1／2以上とする。

[考え方]

➢ 地域における保育の受け皿として最も機能することが期待されるのではないか。

➢ 現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設のうち6割程度が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

➢ 地域枠の最低ラインが5割となることで、事業所内保育としての本来の位置付けとの関係、地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行との関係について、どう考えるか。

#### 例4

- 定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員も増加させるのではなく、例えば、以下の表のような、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1／4～1／3程度となるよう、固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすくした上で、国として考える基準をお示し、これを踏まえ、市町村が各地域の実情に応じて決定することができる。(例えば、下記定員区分6～10名の地域枠について1名又は2名にするなど)
- その際、1名～30名までの区分については、
- ・地域型保育事業実態調査において、30名未満の施設が8割以上を占めているほか(P12参照)
  - ・平成21年地域児童福祉事業等調査においても、30名未満の施設が定員規模ベースで6割以上、利用児童数では75%程度を占めていること(P57参照)
- から、よりきめ細かい定員区分及び地域枠の定員設定を行う。
- また、61名以上の事業については、地域枠を認可保育所1ヶ所分(20名)に固定する。(自発的にそれ以上の地域枠を設けること自体は可能)

#### ＜定員設定例＞

定員区分		地域枠の定員	目安
1名～10名	1名～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1ヶ所程度
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	小規模保育事業(下限)1ヶ所+1名程度
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名～50名		12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名～60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名～70名		20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名～		20名	

<例5>

➢本原則上は、例2の1／3以上とした上で、新制度の施行後5年間の経過措置として、地域枠を1／4以上(又は1／5以上)とする方法について、どう考えるか。

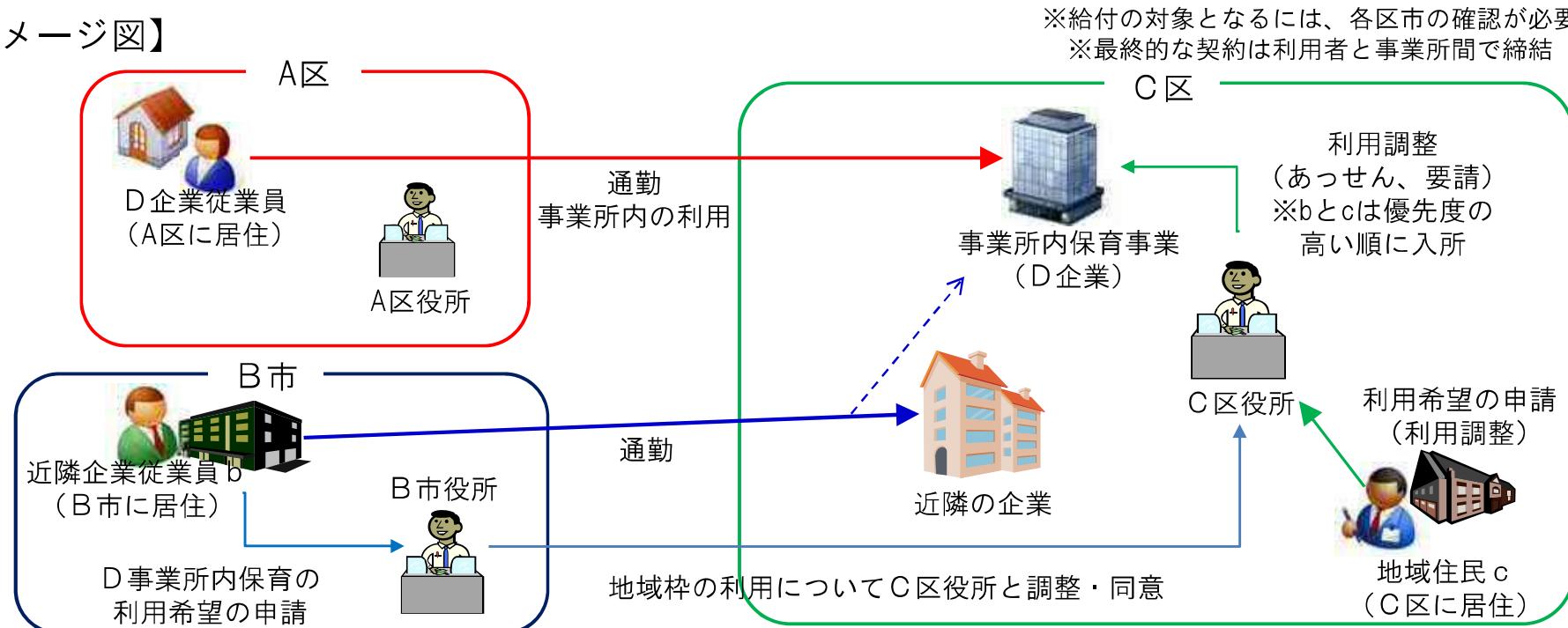
<例6>

➢原則は例2の1／3以上のような形態にしつつ、地域の保育ニーズに照らして市町村が認める場合、地域枠の割合を1／4以上にするなど、緩和することを可能にする方法について、どう考えるか。

## 【追加論点：同地域にある他社の従業員の地域枠による利用について】

- 地域枠については、基本は認可を行う市区町村に居住する子どもが利用することが想定されている。
- その上で、事業所内保育事業の所在地市町村と居住地市町村が別であるケースを中心に、所在地市町村にある他社従業員の子どもの地域枠における受け入れ※について、検討が必要。
  - ※複数企業による共同運営を行っている場合、当該企業の子どもについては、従業員枠で利用
- こうしたケースは、主として大都市部のように、事業所在地市区町村に住民、保育需要自体が多くない、又は、当該市区町村自体には保育需要があっても、事業所内保育事業が所在している地域(エリア)には住民があまりおらず、保育需要が多くない場合があることも想定される。
- 一方で、同地域においては、当該事業所内保育を設置・運営している企業のみならず、周辺の他企業についても利用希望がある場合、こうした保育需要に対応することも重要であり、ひいては、事業所内保育事業の安定的な運営にも繋がる。
- 地域枠を設ける場合、所在地市町村の住民ニーズに充当されることが基本であるが、近隣の他社従業員の子ども(居住地は他市町村)が事業所内保育事業の利用を希望する場合、当該居住地市町村と所在地市町村が連絡・調整(利用調整)した上で、所在地市町村の同意が得られることを前提に、地域枠として利用することを可能とする。

### 【イメージ図】



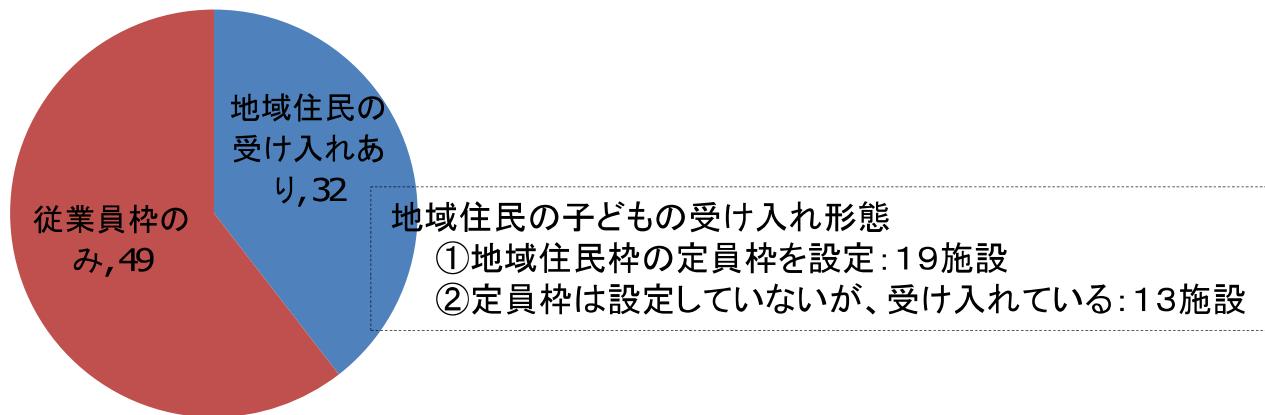
## 1. 事業所内保育施設の地域住民枠に係る基礎データ

### 地域型保育事業実態調査

(雇用保険事業の助成金対象施設のうち、地域の子どもを受け入れている施設を中心に抽出して調査を実施)

#### ①全体の利用状況と地域住民の子どもの受け入れ状況について

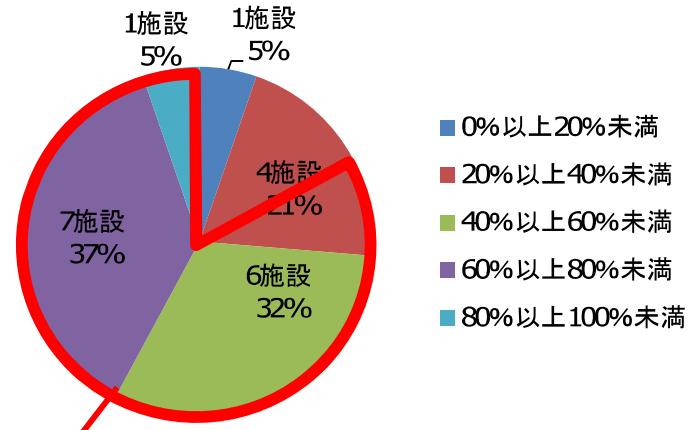
- 雇用保険事業の助成金対象施設(調査対象:81ヶ所)について、1施設当たりの平均利用定員は27.2人、入所児童数は19.0人となっている。
  - 雇用保険事業の助成金対象施設(調査対象:81ヶ所)のうち、地域の子どもを受け入れている施設は32施設(39.5%)となっている。そのうち、あらかじめ地域住民の定員枠を設けている施設が19ヶ所、定員枠を設けていないが、地域住民の子どもを受け入れている施設が13ヶ所となっている。
  - 調査結果に基づくと、地域の子どもを受け入れている施設(32ヶ所)の平均値は以下の通り。
    - ・定員ベース(19ヶ所)では、1施設当たり平均22人、うち地域住民枠11人(53.9%)
    - ・入所児童数(実員)ベースでは、1施設当たり平均14人、うち地域住民の子ども8人(52%)
- ※定員枠有りの施設(19ヶ所)では、1施設当たり平均14人、地域住民の子ども7人(51.8%)
- ※定員枠なしの施設(13ヶ所)では、1施設当たり平均15人、地域住民の子ども9人(52.3%)
- ※全体では、総入所児童数457人、うち地域住民の子ども259人(56.7%)



## ②各施設における地域住民の子どもの受け入れ状況について

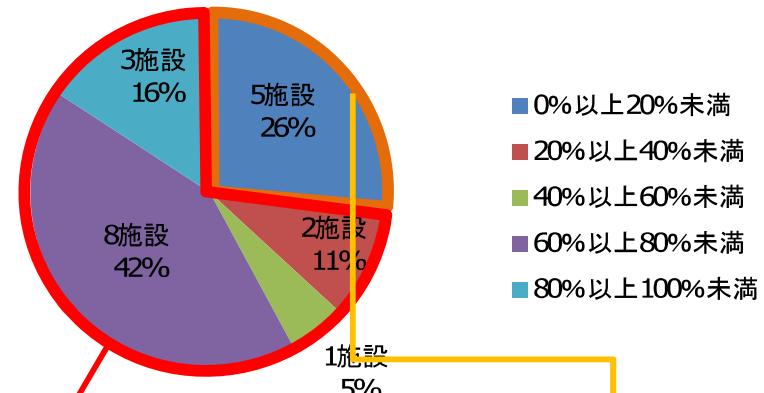
- 地域住民の子どもの定員(地域枠)を設定している施設(19ヶ所)における地域枠定員の設定状況については、以下の通り。地域住民の利用定員が定員全体の1／2以上となっている施設が多くなっている。

地域住民枠が定員設定に占める割合



33%以上を占める施設: 16施設・84%  
(50%以上を占める施設: 11施設・58%  
20%以上を占める施設: 18施設・95%)

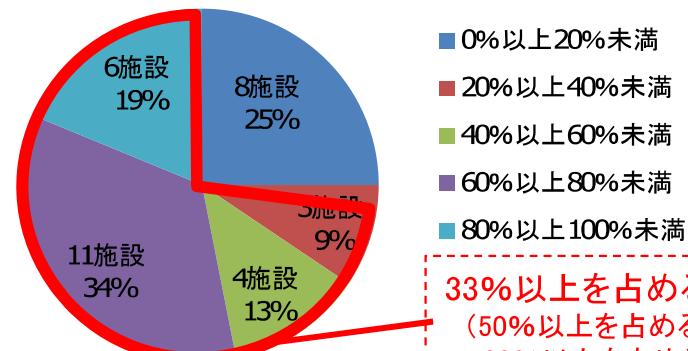
地域住民の子どもの受け入れ状況



33%以上を占める施設: 14施設・74%  
(50%以上を占める施設: 11施設・58%  
20%以上を占める施設: 14施設・74%)

- 利用定員の設定の有無にかかわらず、地域住民の子どもを受け入れている施設(32ヶ所)における地域住民の子どもの受け入れ状況については、以下の通り。

地域住民の子どもの受け入れ状況(全体)



33%以上を占める施設: 23施設・72%  
(50%以上を占める施設: 19施設・60%  
20%以上を占める施設: 24施設・75%)

20%未満の施設(5施設)の内訳

※定員(地域枠)→入所児童数(地域枠)

28人(3人)→2人(0人) 20人(10人)→12人(1人)  
17人(5人)→10人(1人) 40人(20人)→16人(0人)  
22人(7人)→7人(1人)

→定員を大幅に割り込んでいる

### ③入所率別施設数について

- 全体の入所率(入所児童数／定員数)については、約70%となっており、その上で、各形態における入所率は以下の通り。
- 入所率が80%未満の施設が全体の約7割を占めており、うち、2／3未満の施設は48%、1／2未満の施設は23.5%となっており、定員に余裕がある施設が比較的多い傾向。

入所率 (入所者数/定員数)	全体	地域住民枠の ある施設	地域住民枠の ない施設
0%～ 20%未満	3か所 (3.7%)	2か所 (6.3%)	1か所 (2.0%)
20%～ 40%未満	11か所 (13.6%)	5か所 (15.6%)	6か所 (12.2%)
40%～ 60%未満	17か所 (21.0%)	8か所 (25.0%)	9か所 (18.4%)
60%～ 80%未満	25か所 (30.9%)	7か所 (21.9%)	18か所 (36.7%)
80%～100%未満	15か所 (18.5%)	6か所 (18.8%)	9か所 (18.4%)
100%～	10か所 (12.3%)	4か所 (12.5%)	6か所 (12.2%)
合計	81か所 (100.0%)	32か所 (100.0%)	49か所 (100.0%)

～50% (1/2)未満	19か所 (23.5%)	9か所 (28.1%)	10か所 (20.4%)
～67% (2/3)未満	39か所 (48.1%)	17か所 (53.1%)	22か所 (44.9%)

## 2. 平成21年度地域児童福祉事業等調査

○ 平成21年度地域児童福祉事業等調査においては、都道府県等に対して届出のあった認可外保育施設(事業所内保育施設を含む。)を調査対象としている。

※都道府県等に対して届出義務が課される事業所内保育施設は、地域の子どもを6人以上受け入れている施設又は条例により届出義務を課している施設。

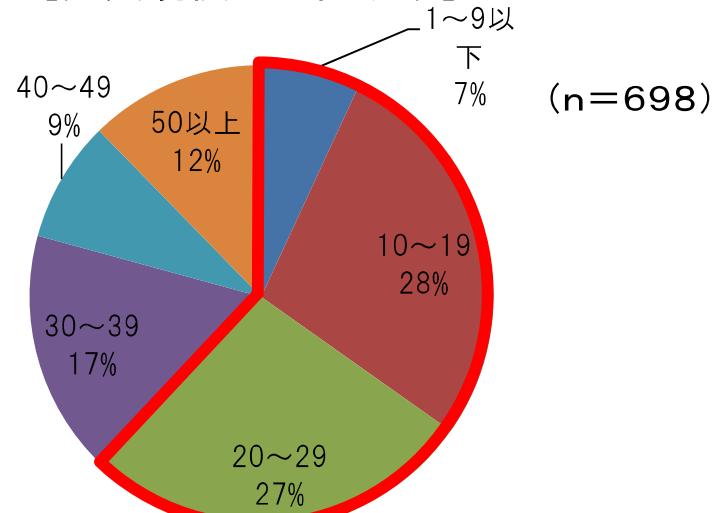
※したがって、例えば、地域の子どもの受入数が5人以下の施設については、対象外となっている。

※調査年度(平成21年度)における事業所内保育施設全体の数は3988ヶ所。(当該調査による回収率は84.7%)

○ 同調査においては、「地域の子ども」の受入状況そのものは調査対象とはしていないが、定員規模の分布状況を踏まえると、1／5～相当部分を地域の子どもの枠で占めている施設が一定程度存在することが推定される。

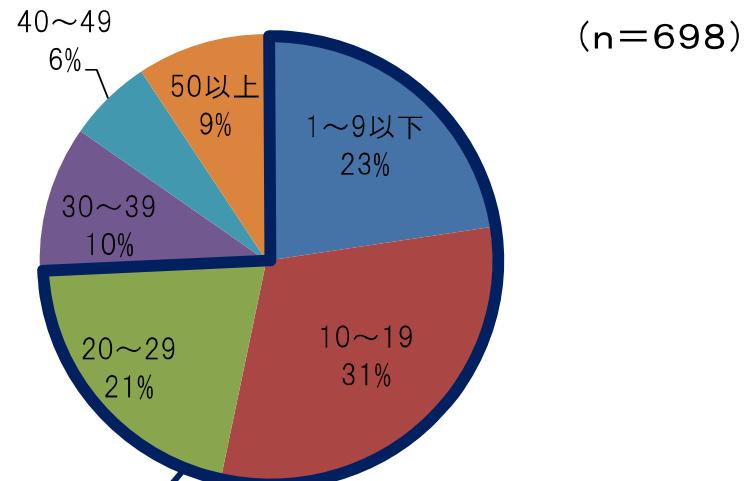
※なお、認可外保育施設の現況調査によると、事業所内保育施設1610ヶ所のうち、地域の子どもを6人以上受け入れている施設は338ヶ所となっている。(平成23年度。院内保育施設を除く。)

[定員規模別の箇所数]



定員30名未満の施設: 62%  
※地域の子ども(6名以上)が占める割合は、少なくとも  
1/5以上

[利用児童数別の箇所数]



利用児童数30名未満の施設: 75%

(出典)平成21年度地域児童福祉事業等調査より

### 3. 次世代育成支援のための実態調査結果報告書（平成22年3月）

#### ①児童年齢構成

- 児童年齢別の平均入所者数については、以下の通り。

	0～2歳児	3～5歳児
事業所内保育施設	9.8人	6.8人
院内保育施設	13.6人	6.1人

#### ②地域の子どもを受け入れる施設の割合

	事業所内保育施設 n=576	院内保育施設 n=391
割合	14.1%	7.9%

#### ③地域の子どもの受け入れ状況

- 地域の子どもを受け入れている施設では、平均して12.3人の地域枠の子どもを受け入れており、院内保育施設を除いた事業所内保育施設では、14.6人の地域枠の子どもを受け入れている。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計	施設数	全体定員
全体	1.5	2.4	2.9	3.0	3.2	12.3		31.7
事業所内保育施設	1.6	2.6	3.5	4.0	4.4	14.6		22.7
院内保育施設	1.3	2.1	1.7	1.2	0.8	6.3		23.7
定員数	1～6人	0.5	1.0	1.3	1.0	0	5.2	16
	7～24人	2.5	2.1	2.7	2.0	0.5	10.1	39
	25～48人	0.4	2.6	2.1	2.1	2.0	11.4	24
	48人以下	1.7	2.2	2.4	2.0	1.0	9.3	
	49～60人	0.0	4.0	7.0	6.0	8.0	25.0	1
	61～90人	0.0	2.7	7.3	16.3	34.0	60.3	3
	91～120人	0.5	0.0	10.0	10.0	20.0	40.0	2

※各年齢ごとの平均値は、各年齢における有効回答を基に算出していることから、合計とは合わない。

定員規模別の内訳

定員規模	全体数	受け入れている施設	割合
1～6人	48	16	33.3%
7～24人	372	39	10.5%
25～48人	195	24	12.3%
49～60人	24	1	4.2%
61～90人	15	3	20.0%
91～120人	6	2	33.3%

施設全体の定員に占める  
地域の子どもの割合（推定値）

定員規模別の平均受入人数(赤枠) ×  
施設数(青字)=1,037人

定員規模別の定員 × 施設数(青字)  
=2,754人

=37.7%

※定員については、各規模の最大値として  
仮定(25～48人であれば48人)

#### 4. 事業所内保育施設等実態調査事業報告書（平成22年2月）

①一時保育における他社・地域の児童の受入 (n=67)

	受け入れている	受け入れていない
割合	25. 4%	74. 6%

②事業所内保育施設において他社や地域の児童を受け入れる計画の有無

(n=70)

	具体的計画あり	具体的計画はないが関心はある	具体的計画も関心もない
割合	4. 3%	25. 7%	70. 0%

③具体的計画がない企業において、他社や地域の子どもを受け入れない理由

(n=67)

	関係者間の合意形成等が難しいから	従業員の子どもだけで一杯だから	運営費の余裕がないから	他社や地域の要請がないから	社内の理解が得られないから	その他
割合	30. 3%	29. 2%	21. 3%	13. 5%	9. 0%	13. 5%



○ 設置運営主体内部における課題は別として、地域の子どもの受入に伴う運営費上の課題については、新制度において地域型保育給付の対象となることにより対応可能ではないか。(次ページ参照)

## 【参考】認可保育所等における保育単価について

※新制度における公定価格については、子ども・子育て会議基準検討部会において検討中

### ＜保育所 保育単価（保育所運営費国庫負担金）＞

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価（第1欄）	民間施設給与等改善費加算額（第2欄）			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
18/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	円 225,420	円 25,900	円 21,580	円 17,260	円 8,630
			1、2歳児	154,660	17,410	14,510	11,600	5,800
			3歳児	102,050	11,460	9,550	7,640	3,820
			4歳以上児	94,980	10,620	8,850	7,080	3,540
		未 設 置	乳 児	200,090	22,860	19,040	15,230	7,610
			1、2歳児	129,330	14,370	11,970	9,570	4,780
			3歳児	76,720	8,420	7,010	5,610	2,800
			4歳以上児	69,650	7,580	6,310	5,050	2,520

〔 15/100地域、12/100地域、10/100地域、8/100地域、6/100地域、3/100地域 〕

その他 地域	20人まで	設 置	乳 児	196,610	22,440	18,690	14,950	7,470
			1、2歳児	135,520	15,110	12,580	10,070	5,030
		設 置	3歳児	89,660	9,980	8,310	6,640	3,320
			4歳以上児	83,560	9,250	7,700	6,160	3,080
			乳 児	175,120	19,860	16,550	13,230	6,610
			1、2歳児	114,030	12,530	10,440	8,350	4,170
		未 設 置	3歳児	68,170	7,400	6,170	4,920	2,460
			4歳以上児	62,070	6,670	5,560	4,440	2,220

### ＜小規模保育運営支援事業 基本分単価（安心こども基金）＞

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300円	25,300円	25,300円
3歳児	30,800円	30,800円	30,800円
1,2歳児	88,900円	76,000円	85,600円
乳児	157,100円	130,400円	85,600円

※単価は、保育料相当額を控除して設定している。また、所長（管理者）に係る費用は含んでいない。

## ②事業所内保育事業の運営形態について

→複数の企業等の合同による事業所内保育事業の設置・運営を可能とするか。

### 【対応方針】

➢複数企業による共同運営については、グループ企業の従業員の子どもの利用等が想定されるなど、事業所内保育の性格を踏まえ、可能とする。

➢その場合、

①認可を受ける設置者となる企業(主たる設置・運営主体である企業)を1つに特定すること  
※運営委託する場合は受託者との関係含む。

②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めを行うこと  
等に留意する必要があることから、これらの内容を協定書等の形で締結することを求めることがある。

※複数企業による共同事業については、法律上も排除されていない。

### ③居宅訪問型保育事業の位置付け

→居宅訪問型保育事業については、1:1対応が基本となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。

【考えられる役割の例】

例1)特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応

例2)保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

#### 【対応方針】

➢居宅訪問型保育事業が担う役割としては、

- ①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
- ②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
- ③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応

➢また、離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用についても対象とすることとする。

➢更に、育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用として市町村が認める場合における利用、また、休日の保育を必要とする場合で地域に休日に利用できる保育所等がない場合への対応について、どう考えるか。この場合、公費負担と利用者負担との関係についてどう考えるか。

➢①のようなケースについては、特に専門性が求められるため、研修内容について更に検討することとする。

#### ④居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用について

→労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えることが求められているが、基本的に1対1の対応となる居宅訪問型保育者についてどう対応するか。

##### 【対応方針】

➢労働基準法との関係について、速やかに結論が得られるよう、引き続き、検討し、その結果を踏まえて、所要の対応を行うこととする。

#### ⑤家庭的保育事業の共同実施について

→これまで、複数の家庭的保育事業の集合体として実施してきたグループ型小規模保育事業については、小規模保育事業C型へと移行していくことを想定しているが、これとは別に、複数の個人事業主である家庭的保育者が共同・共助の形態で事業を実施することについて、どう考えるか。

##### 【対応方針】

➢家庭的保育事業については、実質的に同じ規模となる小規模保育事業C型の基準との関係、公定価格との関係等で不均衡が生じる可能性があることから、単独による実施を基本とする。(共同実施については、C型への移行を促していくこととする。)

## ⑥小規模保育事業に係る利用定員の区分について

### i ) C型の定員の取扱い

➢グループ型小規模保育事業は、現在、最大でも15名(3グループ)までとされているが、C型については、規模の小さいものに限定することを含め、地域型保育事業の認可基準を整理する際に、実態を踏まえて更に検討する。

### ii ) 定員弾力化の取扱い

➢小規模保育事業の利用定員の上限(19名)の範囲内であれば、認可基準を満たす前提で、認可・確認時において設定した定員を超えて弾力化することを認める方向で検討する。

例)利用定員15名と設定した小規模保育が年度途中で3名受け入れるなど。

➢19名を超える定員の弾力化の取扱いについては、本来の事業定義を変えかねないことから、確認制度における利用定員の議論を踏まえて慎重に検討する。

※離島、へき地など児童人口減少地域における定員は、弾力的に取り扱う方向で更に検討する。

※それ以外の地域においても、年度中の利用児童数の変動が比較的大きいと想定されることを踏まえて、更に検討する。

### iii ) 特例給付の取扱い

➢3歳以上児については、利用定員の範囲内で受入が可能(特例給付)となるが、定員の分布が広範囲であり、かつ、地域において他の保育基盤がないことも想定される児童人口減少地域に関しては、経過的な措置を含めて検討する。

## ○調査の概要

地域型保育給付の公定価格の設定や、地域型保育事業の認可基準の策定のための検討材料とするため、厚生労働省において、地域型保育事業への移行が想定される現行制度下での施設、事業を対象に調査を実施。

## ○調査対象施設、事業

- ①地方単独事業による財政支援を受けている認可外保育施設（「保育室等」）
- ②グループ型小規模保育事業
- ③へき地保育所
- ④家庭的保育事業
- ⑤事業所内保育施設

※①～④については市町村を経由して調査を実施

※居宅訪問型保育事業の検討に当たって、今後ベビーシッターや事業の調査を実施予定

## ○調査時期

平成25年7月～8月

※ 平成25年3月の状況を調査（入所児童数、収支状況については平成24年度の状況を調査）

## ○主な調査項目

### ・施設の状況等

設置場所、定員数・入所児童数（へき地保育所は保育に欠ける児童数の内訳、事業所内保育施設は地域枠・従業員枠別に調査）、開所時間、連携先の有無 等

### ・施設設備の状況等

建物の形態、立地場所、居室・屋外遊戯場の設置状況・面積、給食の提供状況 等

### ・収支状況等

収入の状況（利用料収入、補助金・助成金収入 等）

支出の状況（人件費、土地・建物借料、給食材料費 等）

### ・職員の状況

職種別の配置人員、平均勤続年数

職種別の給与月額